

## 教育長定例記者会見 会見録

日時：令和6年3月22日（金）16時00分～

場所：教育委員室

### 発表項目

- ・ 教職員の懲戒処分について
- ・ 「三重県教育ビジョンー子どもたちが個性を輝かせ、望む未来を実現していくためにー」を策定しました

### 質疑事項

- ・ 教職員の懲戒処分について
- ・ 三重県教育委員会請願等取扱要綱案について

### 発表項目

#### ○ 教職員の懲戒処分について

本日、教職員の懲戒処分を行いました。公文書偽造等により停職処分とした案件、それから体罰により減給処分とした案件の計2件でございます。子どもたちや保護者の皆様、県民の皆様の公教育に対する信頼を大きく損なうことになりましたことを深くお詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

それでは資料に沿って説明させていただきます。処分年月日は本日3月22日です。1件目ですけれども、教育委員会事務局小中学校教育課外国人児童生徒巡回相談員、女性58歳を停職9日間としました。この「9日間」というのは、停職4月相当の処分量定なのですけれども、この3月31日以降はこの方を任用更新しないこととしておりますので、停職の期間は明日から3月31日までの実質9日間となるというものです。処分量定は停職4月ということです。外国人児童生徒巡回相談員という職ですけれども、外国人児童生徒等がいる小中学校を訪問しまして、日本語指導や学校生活への適応指導を行う常勤講師相当職です。教員免許を持っておりまして、現在、5つの言語で17名を任用しております。この者は大きく2つの非違行為を行いました。1つは旅費の不正受給です。自分自身の勤務管理が不十分であったため、実際には学校に出張していないのに旅費を請求し、令和2年度から令和5年度にかけて、9件分、5,543円を不正に受給いたしました。もう1つは公文書の偽造です。この者の勤務実績を証明する出勤簿は、本来であれば、派遣先に持参をしまして、その学校の管理職等から押印してもらうべきなのですが、出勤簿の持参を忘れていたり、あるいは、実際には出勤していないにもかかわらず出勤したと思い込んでいたりしたことなどから、空欄となっていた押印欄に自ら用意した印鑑で押印し、令和5年4月以降、少なくとも8回、出勤簿を偽造したということです。なお、この事案の管理監督者責任として、小中学校教育課長に対し、文書嚴重注意の措置を行いました。

処分の2件目です。県立かがやき特別支援学校あすなろ分校教諭男性 48 歳を減給 10 分の1、1月としました。この者は令和6年2月9日、2限目の授業後の休憩時間中、中学部男子生徒1名に対しまして、日課を予定帳に記入する指導をしていたのですけれども、その指導中に、生徒が予定帳の記入例を示した見本のプリントを引っ張り破ったため、教諭は腹を立てて、右手こぶしで生徒の頭頂部を1回殴り、頭頂部が少し腫れるという怪我を負わせたものです。なお、この教諭は平成24年11月29日に体罰、この体罰は右平手で生徒の左頬を1回叩いたという事案でしたけれども、この体罰により文書訓告の措置を受けておりました、今回は2度目ということで、今回だけですと、文書訓告相当のものだと思うのですけれども、最初の文書訓告措置を受けてということもございまして、処分量定を加味いたしまして今回の減給処分となったものでございます。

今後の対応ですけれども、まず出勤簿の偽造につきましては、確認が適切にできますように、押印欄に学校管理職等の役職名を記入する欄を設ける出勤簿の様式変更を行います。また旅費の不正受給については、外国人児童生徒巡回相談員に適切な旅費申請手続きを徹底するとともに、休暇簿と旅費申請を照合するなどチェック体制の強化を行います。体罰の防止に向けては、今回の事案がより適切な配慮が求められる特別な支援が必要な児童生徒に対して行われたものだという点を重く受けとめております。そこで、年度当初より、各学校において、県教育委員会が作成した特別な支援を必要とする児童生徒への対応に関する研修資料を活用したコンプライアンスミーティングを実施するなど適切に対応してまいります。

#### ○ 「三重県教育ビジョン—子どもたちが個性を輝かせ、望む未来を実現していくために—」を策定しました

このたび、三重県と三重県教育委員会では、次の4年間の三重の教育のめざす姿とその実現に向けた取組内容・目標を示す中期計画として、「三重県教育ビジョン—子どもたちが個性を輝かせ、望む未来を実現していくために—」を策定いたしました。計画期間は、資料の1(3)のところにありますように、令和6年度から令和9年度までの4年間です。平成23年4月に策定した初代の教育ビジョンから数えて、これが4代目のビジョンということになります。策定の経緯については、資料の2のところにございます。三重県教育改革推進会議における審議、児童生徒を対象としたアンケート、児童・生徒・大学生との意見交換会等を経まして、内容を固めてまいりました。最後に、資料3のところに、「三重県教育ビジョン」のポイントについて、4点挙げてございます。1点目は子どもたちに育みたい力です。これまでは、自立する力と共生する力の2つの力で示してきたのですけれども、社会的課題が複雑・多様化する中で、イノベーションを起こせる力を位置付けたいということで、新たに創造する力を加えた3つの力で示すことといたしました。2点目は、教育ビジョンを貫く視点です。三重の教育の真髄とも言える施策横断的な4つの考え方を、教育ビジョンを貫く視点として示しました。1点目の子ども目線、個に応じた学びや、3点目の家庭や地域との

連携・協働、4点目の教職員を大切にしている視点など、これまでのビジョンから綿々と受け継がれている教育理念をここに集約しています。それから、次の3点目と4点目が今回のビジョンの特徴と言えるポイントだと思います。本年度の10月に、三重県教育施策大綱を三重県知事が策定しましたが、そこに知事の思いが強く盛り込まれた項目が2つございます。それは、いじめ防止と自己肯定感になります。このことを受けまして、教育ビジョンでは、いじめ防止と自己肯定感の位置付けを強化しました。まず、いじめ防止は、これまで施策だったものを基本施策に格上げしまして、未然防止、早期発見、事案対応、教職員への支援体制の4つの観点から施策を示しました。自己肯定感に関しましては、これまでのビジョンでは大きく取り上げてこなかったのですけれども、今回新たに施策として掲げまして、全32施策の筆頭に位置付けたところです。新年度から新たな「三重県教育ビジョン」のスタートとなりますので、しっかり取組を進めてまいりたいと考えています。

### 発表項目に関する質疑

#### ・ 教職員の懲戒処分について

(質) 懲戒処分なのですけれども、この2つの案件は、それぞれどのように認知したのか。

(答) まず、外国人児童生徒巡回相談員は、複数の異なる学校に行き、印鑑をもらうのですけれども、違う学校に行っているのに同じ印鑑がついてあるということの小中学校教育課の職員が点検をしている時に発見しまして、本人に問いただしたところ、自分で押したことがわかったというのが経緯でございます。体罰の方は、こぶしで殴った教員が教頭に自分で報告しました。

(質) その日のうちにですか。

(答) そうです。

(質) 2人ともどうしてこういうことをしてしまったかという話はされていますでしょうか。

(答) 外国人児童生徒巡回相談員は、毎日どこかの小中学校に出張で訪問するわけですが、自己の出勤の扱いについての自己管理が非常にずさんで、何時にどの学校に行ったかということをしっかり把握していなかったことがあって、そういうことから出勤したと思い込んでいた日に実は年休を取っていたのに旅費請求をしてしまったとか、そういうことから、こういう状況に陥ったということです。体罰の方は、先ほども説明しましたが、指導していたのに子どもがページを破っちゃって、紙をくしゃくしゃにして、それまでに何回も同じ指導をしていたのに、なかなか聞いてもらえなかったということで、少し腹を立ててこぶしで殴ってしまったという状況でございます。

(質) 体罰の方は、以前にもそういう同じような措置を受けていますけれども、これまでこういう処分にはならなかったけれども、他にも厳しく行き過ぎた指導があったとかそういうことはありますか。

(答) この職員は、平成24年に処分を受けてからはアンガーマネジメントの研修を受ける

とか、そういう意味では努力をしまして、今に至るまではそういう体罰に至るようなものはなかったというふうに把握しています。

(質) 平成 24 年の方は、文書訓告で怪我はなかったのか。

(答) 怪我はございませんでした。

(質) 左頬を叩いたと。

(答) 右手のひらで左頬を叩いたという案件でした。

(質) これは小学校とか中学校とか。どこでというのは。

(答) 特別支援学校です。

(質) この殴られた中学部の生徒はどういう障がいをお持ちとか。

(答) あすなろ分校なので、心身の疾患ということです。

(質) 不正受給の外国人児童生徒巡回相談員の方ですけれども、出勤管理がずさんだったといったことが要因とおっしゃいましたけれども、これは意図的に不正受給をするといったことではないですか。

(答) 我々も事情聴取をして、そういうことを確認しようとしたのですけれども、どう見ても意図的にやったというふうには我々としては、認知できなかったと。これは間違いなく、知らず知らずのうちにやったというか、故意ではないというふうに把握しています。

(質) 本人もそのように言っていると。

(答 教職員課) 本人談としましては、手帳を持ってしまして、そこの自分の記録をもとに旅費の請求を行っていたということで、その手帳がきちんと記入されていなかったということで、実際の勤務日とずれていたということがあって、今回のようなことになってしまったと本人は言っていて、私たちがそれを確認させていただいたところになっていますので、不正受給自体が目的だったというよりも、旅費請求の手続きを全てしてしまわないといけないという中で、自分の手帳をもとにやってしまったということでこういうことになったということです。

(質) ちょっと細かいところの数字関係ですけれども、処分された 2 人の生年月日の確認をさせていただきたいのですけれども。

(答) 年齢だけでお願いしたいのですけれども。

(質) はい。誕生日を明日迎えるとか、年齢が変わるとか。

(答) 年齢は変わりません。

(質) 今後 1 週間ぐらいは変わらないということでいいですか。

(答 教職員課) 変わりません。

(質) 外国人児童生徒巡回相談員の方の任用期間は何年間とか。

(答) 1 年です。

(質) 体罰の方の平成 24 年の案件なのですが、特別支援学校の生徒というふうにおっしゃいましたか。児童じゃなくて生徒でよかったですか。

(答 教職員課) 生徒です。

- (質) 生徒ですね。わかりました。
- (質) 女性の方ですけど、自分の手帳がそんなずさんな管理で、学校の授業の方には影響はなかったのでしょうか。
- (答 教職員課) 学校の授業自体は、授業というか勤務ですよ、勤務の実態としてはしっかりと勤務していたというふうに把握しています。
- (質) 複数の学校にあちこち行ったりしているのですよね。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) それはもう間違いなく行かれてて。
- (答 教職員課) はい。行っています。
- (答) かなり長いこと勤務している人でして、業務には長けているということです。
- (質) まずそもそもどこの小中学校に行くかとかというのは、誰がどの作業で決めているのですか。
- (答 教職員課) 小中学校教育課の方の職員で、先ほども申し上げたとおり 17 名おりますので、職員のどこへ行くかという割り振りはシフトを組む形で管理していきまして、各巡回相談員がそれに基づいて出張に行っているという形になっています。
- (質) シフトを組む形だと、どこに行ったかというのは事前にはわかっている状況ですか。
- (答) どこに行く予定かというのはわかっている状況です。
- (質) その中で、手帳をもとに旅費の精算というのはするものなのですか。
- (答) 実際に出勤簿を持参して、向こうで印鑑を押してもらって、それで勤務の実態になるのですが、旅費は旅費で別途請求していますので、その時に旅行命令と旅費の請求をしっかりと照合していないという、逆に言うと、こちら側もそこをもう少ししっかりと照合すべきだったという反省はあります。
- (質) それを変えるということ。
- (答) そうですね。しっかりと照合するようにしていきます。
- (質) もう一度、その女性は、この 1 年間で申請が何件あって、そのうちの 8 件が偽造だったということですね。全体は何件だったのでしょうか。
- (答) ほぼほぼ毎日のように出張しておりますので、勤務日に近い回数を出張していることになります。ただ、事務局内で事務をする日もありますので、出張に毎日行っているわけではないので、出勤日数よりも少し少ないぐらいの日数は出張していると。その中で少なくとも 8 回。
- (質) 印鑑を自分で押したとあるのですが、これどういう印鑑、誰の印鑑ですか。本来押すべきは。
- (答 教職員課) 自分で所有していた印鑑で押したと。
- (質) 本来は、例えば自分自身の印鑑を押すのか。印鑑というのはどういうもの。
- (答) 出張した学校で、例えば校長先生についてもらうという、そういうものです。
- (質) そういうことですか。

- (答) そういうことによって本来偽造のようなことができないようにしているのですけども、そこを自分でやってしまっただけ。
- (質) それを自分でやっているにもかかわらず不正の意図はないと。
- (答) そうです。持参し忘れた日とか、行ったけれども印鑑をついてもらえなかった日とかがあって、それを学校にもう一度もらいに行くとか、そういうことでまた学校に迷惑をかけるとか、そういうふうに思い込んでしまっただけ、あまり何も考えずに印鑑を買ってきてついたらというふうに言っております。
- (質) 確認ですけども、本来であれば、例えば出張先の学校長の名前の印鑑をもらうところを、自分の名前が入った印鑑を押していたという。
- (答) ただ、学校長でなくてはならないということまでは言っていないで、例えば今学校長と言いましたけれども、ある意味どなたの印鑑でもいいのです、相手の学校の。必ず学校長がその日いるとは限りませんので。
- (質) 管理職というふうにこちら書いてありますが。
- (答) 管理職等です。できれば校長とか教頭が押していただくのがいいと思いますけれども、実際対応に当たっていただいた教員の印鑑でも構わないです。
- (質) 体罰の関係でかっとなつたと言ったことを聞いてもらえなくて。
- (答) 腹が立ったということですね。
- (質) そもそもあすなろ分校は何でしたか。
- (答) 子ども心身発達医療センターというのが、かがやき分校の隣に建っていると思うのですが、そこに1階が元草の実リハビリテーションセンターにいた方が移動してきて、肢体不自由の方が入っていて、2階と3階に元あすなろ学園の方が移って入っているということです。従来、高茶屋の方にあすなろ学園と草の実リハビリテーションセンターがあったのですが、それが今大里の方に移って行って、その子ども心身発達医療センターに入っており、その2階、3階のところをあすなろ分校と呼んでいて、実際に教育の方はかがやき特別支援学校の方で受けているということになります。
- (質) 特別支援学校に勤務する教諭でいいですね。
- (答) そうです。
- (質) 不正受給のきっかけのところですけど、誰が不審な点に、押印に不審な点があったのですよね。誰が気付いて。
- (答) 小中学校教育の職員です。
- (質) この女性職員から見ると、例えば、上司とか何か監督する立場の方ですか。
- (答) 教職員課) 服務管理を担当する課の職員です。
- (質) これ気付いたのはいつですかね。不審だなということを気付いたのはいつですか。
- (答) 2月です。
- (質) 細かい日付は大丈夫だけれど、今年2月からでいいですか。
- (答) 教職員課) まず、最初に疑問を持ったのは1月30日です。

- (質) 疑問を持って、実際に発覚したのが、いつだとするかと言うならば。
- (答 教職員課) 3月に入ってから、本人に確認して認めた。それが3月になってからです。
- (質) とすると、2月は何をしていたかということになりますけれど。
- (答) 小中学校教育課が確認していて、教職員が認めたのが3月。
- (質) 小中学校教育課の方では、もうこの当該女性に対して、一定の聞き取りみたいなことをして、小中学校教育課としては、それがわかってきていたということですか。
- (答) そのとおりです。
- (質) 結局、印鑑はどんな名前が書いてある、個人名が書いてある、名字の。
- (答) 個人名です。
- (質) それは何か、例えばどこか特定の校長と同じ名前だとか。
- (答 教職員課) 全然関係のない、学校とは全然関係のない判子です。
- (質) とすると、全然関係のない判子をつけてあるものを見て、出張旅費を出していたという、その出した側の管理はどうだったのだろうということになるのだけれどそこいがか。
- (答 教職員課) そこは、出勤をしていたという出勤簿の方と、旅費が請求していたという、旅費の手続きの方が結びついていなかったというか、その照らし合わせができていなかったのもので、それで旅費の請求の方は気付かなかったということです。
- (答) 実際そこは、しっかりしてなかったと言われれば本当にそのとおりでございまして、そこはしっかりと反省しなければならぬ点だと認識しています。ここは、今後に関しては、しっかりと照合していくということで申し合わせています。
- (質) 9件分で5,543円ということですが、8回偽造しました。ちょっとここがあまりよくわからなかったのですが。
- (答) 旅費の不正受給と出勤簿の偽造は別ものです。実際は行っていないのに、旅費を請求してしまったというのが9件です。出勤簿を自分で、あまり深く考えずに押ししてしまったというのが少なくとも8回。もう少し多い可能性はありますけれども、実際確認のしようがない部分もございまして、それ以上はわかりません。
- (質) 出張旅費の手続きと、この出勤簿の偽造というのとはリンクしないということですか。
- (答) そうです。
- (質) そうすると、もう全然話が前提として崩れてきてしまうのだけれど、旅費の請求の手口というのは、具体的にはその請求書に書くとか、またそういう、どういう手続きだったって言ったら。出勤簿の偽造とリンクしていないのですよね。
- (答 教職員課) リンクはしていません。
- (質) だから、旅費の請求においても、出勤簿の偽造においても、自ら用意した印鑑を使っている。
- (答) 旅費の請求は自分の印鑑でいいですので、人の印鑑はいりませんので。出勤簿の偽造

の方は、本当に印鑑をもらい忘れていた欄とか、実際に持っていくのを忘れていた欄とか空欄になっているのではないですか。本当なら、それは誰かの印鑑をついてないと、正式なものにはなりませんよね。だから最後そのつじつまを合わせるために自分の印鑑を深く考えずに押ししてしまったというのが、我々から見ると、出勤簿の偽造になる。

(質) 旅費の請求のところは、不正じゃなくて事務処理ミスに該当するという感じですか。

(答) 本人の事務処理ミスを我々がしっかりとチェックできなかったという案件です。

(質) それが不正受給というふうに呼んでよろしいですね。

(答) そうです。

(質) 出勤簿の偽造なのですけども、この出勤簿を偽造することによって、その理由としては多分空欄になっていたところを埋め合わせて書類を整えようとして、多分そういうふうには押し印したということだと思いますが、出勤簿を偽造することによって、本来出勤していなかった8日間を出勤したことにしたと、そういうことですよ。

(答) そうではなくて、実際に出勤していたのだけれども印鑑だけついてもらうのを忘れていたのを自分がついているということです。ただその何か行ってもいないのに、行ったふうには偽造したわけではないです。

(質) 休みだったところ出勤にしたとか、そういうわけではないということですよ。例えばそれによって給料が変わってくるとか、そのあたりは。

(答) そのあたりはありません。

(質) 9件分は、9回分と言ってもいいですか。

(答) 旅費の不正受給は9回分です。令和2年度が1件、令和3年度が1件、令和5年度が7件でございます。

(質) じゃあ逆に、適正に出張していた件での出張の請求は特に不正な点はないというふうにとらえていいですか。

(答) そうです。

(質) 印鑑は自分の印鑑でいいのですよね。

(答 教職員課) そうです、はい。

(質) そこは問題がない。

(答) 基本的に行ってもいないのに請求したというので我々が確認できたのが9件です。

(質) 小学校も中学校も両方ありますか、この9件。

(答 教職員課) はい。

(質) 両方ありますか。あと、体罰の案件でございます。2回目ということですね。ご本人、コメントで二度と起こさぬように書いてあるんですけど、もう2度目は起こしちゃったということだと思うのですが。この方はご自身で、前回もしてしまったということは認識しておられるでしょうか。

(答) 認識はしています。

(質) なぜ、2回目を起こしてしまったのかということについては、どのように説明をし



ておられるのでしょうか。

(答) 本人は前回、文書訓告を受けているということは重くとらえていたようで、その後、アンガーマネジメント研修を受けるなど、努力したところはあるのですが、今回、何度も同じことを繰り返し指導しているにもかかわらず、言うことを聞いてくれなかったもので、少しそこでかっとなってしまった部分があつて、そういう意味では、過去の反省が十分に生かされなかったというふうに思います。今後また同じようなことを起こさないように、粘り強く指導していくしかないのですが、今、体罰の防止のために作った動画の研修とか、あるいは、校長が定期的に面談するなどして、しっかりと再発防止に向けて取組を進めているところです。粘り強く対応していくしかないと思います。

(質) もちろんそうだと思いますが、にもかかわらず、なぜ2回目を起こしてしまったのかというのを、本人としてはどう説明をしているかというところは何かコメントとか、認識で聞いているところはありますか。

(答 教職員課) 先ほど説明させていただいたとおり、指導を繰り返しして、かっとなって、腹が立って感情を押さえられなかったと。

(質) かっとならないためのアンガーマネジメント研修なわけですか。だけど、それを受けていたのだけど、また同じようなことをしてしまった理由はどうですかというふうに聞くと、その方は何と答えたのでしょうか。

(答 教職員課) 日頃の指導でも、口頭で指導するなど気をつけていたのですが、その時の瞬間は、そこが押さえられないというところです。

(質) それもう、コメントとしてとらえていいですか。日頃も気をつけていたのだけれども、その瞬間は抑えられなかったという趣旨のお話で。

(答 教職員課) はい。

### その他の項目に関する質疑

#### ○ 三重県教育委員会請願等取扱要綱案について

(質) 今日の定例会、教育委員会定例会の関係で、請願の取り扱いというところがあったかと思うのですが、これが資料でつけていただいたこの取扱要綱というところですね。これを制定したと、なぜ今のタイミングなのかという制定理由についてももう少し詳しく教えていただけますか。

(答) 請願がかなり多く出てきている状況もある中で、どれを教育委員会定例会に付議するのかということについて考え方が十分示されていないことがありました。今まで全て教育委員会定例会に上げていたところもあつて、でもその請願の中には例えば職員の懲戒処分を求めるものとか、そういうのもあつて、さすがにそれは請願には馴染まないだろうということも我々の中にはあつて、教育委員会に付議するものをどういう考え方で整理しようかというのをしっかりと示した方がいいだろうというふうに考えまして

今回新たに示しています。これまで出てきた請願の中でそこに該当するものは例えば教育委員会の所掌に該当しないものとか、先ほど申し上げた懲戒処分を求めるものとか、そういうものはこれからはじけるようになるかなというふうに思っています。項目の中に、こういうものはもう教育委員会に付議しないというのが書かれていると思いますけれども、そこを定めるのが、今回の一番の趣旨です。

(質) 件数が余りにも多かったのでしょうか。

(答) 件数はかなり多かったですね。

(質) 例えば、どれくらいとかという。

(答 教育総務課) 昨年が47件です。

(質) 1つ懸念されるのは、こういうふうに、ふるいにかけるというような、請願で議論するのを、そういうふうにも取れますので請願を出す方が萎縮してしまうのではないかなというところがあるかと思うのですが。

(答) ふるいにかけるというほどではなくて、先ほど申し上げたように、ほとんどのものは教育委員会に付議するものになるだろうと思っておりまして、さすがにわかっていただけだと思いますけども、教育委員会の所掌にないものとか、あるいは、個人的な懲戒処分にしなさいなど、我々として取り上げるのはさすがにないだろうというふうに考えておりまして、そこはある意味、常識的にわかっていた部分ではないかなと思うのですけれども。ただそこにしっかりと明記しておかないと、付議しない根拠にはなりませんですから、しっかりと考え方を示した方がいいだろうと考えた次第でございます。

以上、16時35分終了